

ヤミ金と貧困
～貧格社会を生きる～

慶應義塾大学総合政策学部4年
小熊英二研究会所属
s07312ak
70703125
川村敦

もくじ

序章

研究目的

研究手法

先行文献

NPO 法人 さやま・あすなろ会とは

本論

「ヤミ金融」の実態

被害者の実態

ヤミ金融をめぐるメディアの誤謬

ヤミ金融はなぜなくなるのか

さやま・あすなろ会の取り組み

なぜ貧困は生み出され続けるのか

貧格社会を生きる

結論

ヤミ金融をなくすには

参考・引用文献 インタビュー等

序章

研究目的

ヤミ金融とは何か。私たち学生はその名前こそメディアを通して知っているものの、その実態がどうなっているのかなど具体的な事柄に接することがそう多くない。またメディアのヤミ金融の取り上げ方は、被害者とヤミ金融業者の対峙するシーンや、被害者が借金苦の末自殺してしまう様など、スペクタクルなものが大半であり、ヤミ金融の“存在する理由”や“存在できる理由”、“根本的な解決方法”などが検討されていないものが大半である。

木村裕二弁護士によればヤミ金融とは旧出資法の上限である金利29.2%を超える貸し付けを行う業者を指し、それ以下の貸し付けを行う業者をサラ金と呼ぶ。一時期その暴利をむさぼっていたヤミ金融業者にも、年を追うごとに厳罰化が行われている。※1 2007年に改正された貸金業法によれば、著しい高金利（年金利109.5%以上）の場合懲役10年以下、罰金3000万円以下が課せられることになっている。これを逃れるため、ヤミ金融業者は身元を隠す様々な策を講じている。数万円程度を貸し付け、高利子を払わせて会社（個人の場合もある）を回転させている昨今のヤミ金融業者にとって罰金3000万円は大きな損害になる。その上既払金返還請求などにより、収益すら奪われてしまうので、最近のヤミ金融業者の経営はハイリスクローリターンなものと言える。2008年の2月26日の毎日新聞には貸金業の登録をしている貸金業社が1万社を切ったという記事が出ている。※2 昨今のヤミ金融業者は貸金業登録をしていないものが多いので実体としてその数を把握することはできない。しかし根本的な問題はこのような状況におかれ、消滅してもおかしくないヤミ金融が、どうして生きながらえているのか、という点にある。

そのようなヤミ金融と切っても切り離せないものが「貧困」である。お金がなくて生活に困った人などがまず駆け込むのがサラ金である。たとえばその返済が滞ったりすると、彼はブラックリストに載せられる。各企業から流出したブラックリスト掲載者や、自己破産者の名簿に名前が載っている人、企業から漏洩した名簿を販売する「名簿屋」と呼ばれる業者から買い取った情報などにダイレクトメールなどで貸し付けを勧誘するのがヤミ金融である。つまりヤミ金融とは生活に困窮している人をさらに追い込む「貧困ビジネス」の一種であると言える。

ヤミ金融の問題から見えてくるのは、「貧困」があるところにヤミ金融があるという点である。「貧困」を根本的に解決しなければ、そこに群がるハイエナを追い払うことはできない。ましてや格差社会が嘆かれて久しい昨今においては、このまま進んでいけばこの類の

「貧困ビジネス」が増加することも考えられる。

ヤミ金融業者を規制し検挙することやその罪を厳罰化することで彼らの立場を危うくすることも大いに必要性がある動きである。しかし私は今回、ヤミ金融を成り立たせてしまっている「貧困」問題の解決を考えることでヤミ金融撲滅に取り組んでいる NPO 法人の動きに注目する。「貧困」がなくなれば、彼らはレーゾンデートルを失うはずだからだ。そのような動きに注目した先行研究は見当たらないので、彼ら NPO 法人が考えていることと目指しているものをまとめておくことに主眼をおいて、ヤミ金融問題のその奥に潜む問題を浮き彫りにし、解決策を提示するのが本研究の目的である。

研究手法

ヤミ金融の実態の調査と言っても、前述のようにヤミ金融の業者は性質上接触しにくい存在となっている。年に二回行われる全国一斉摘発を逃れるため、オフィスを持たず、電話一本で被害者の口座に振り込むというような業者が多いからだ。また職業柄暴力団などへのつながりも強いものである。2003年には山口組系暴力団五菱会のヤミ金「帝王」の逮捕※3 などがそれにあたる。よってヤミ金融の実態調査を含むとはいえ、ヤミ金融業者へのインタビュー等は採用せず、ヤミ金融から被害者を救う NPO 法人にフィールドワークを行い、その NPO 法人の方々を通じて様々な実情を把握する手段をとる。

ヤミ金融に対する法律的な手続きは司法書士や弁護士の専売特許であり、実質的に「NPO 法人として強みはない」。※4 しかしながら彼らを「貧困」から救うためにできることは多くのこされている。例えば、ヤミ金融と調停し、これ以上の取り立てを防止させる役割をになったり、債権を放棄させたり、被害者らが自立してもう二度とヤミ金融に手を出さないようにカウンセリングを行ったりと、地道ではあるが被害者をヤミ金融業者からではなく“貧困”から救うという取り柄が残っている。

そのような取り柄を実際にその場で体感し、被害者の声や NPO 法人の方から生の問題点を聞き出し、そこからヤミ金融や貧困の解決に向けた対応策や解決策を引きだしていく。

先行文献

ヤミ金融に関する先行文献は少なからず存在する。もっともわかりやすく簡潔にまとめられたものが岩波ブックレットの『ヤミ金融ークレジット社会の落とし穴』鈴木宏明著であろう。この本では第一章で個人の破産申し立ての立件数が年々増加しているという統計を示し※5 (平成15年の24万2377件をピークに減少に転じている) ※6、200万から300万の多重債務予備軍を抱える問題を描く。第二章と第三章を通じて多重債務者に対して「貧困ビジネス」を行おうとするヤミ金融業者を描き、多重債務者を救うために

何をすればよいかを記している。多重債務者を救済する手段として日本には多重債務者向けのカウンセリングサービスがほとんどないとして、その充実を提唱している。また、多重債務者に対する世間の風当たりの冷たさをこのように描く。

仮にタバコを吸い過ぎて肺ガンになった人が医者を訪ねたところ、「タバコを吸い過ぎたから悪いのです。自分の責任で何とか始末しなさい。それができなければ死んでも仕方がないですね」と言い放たれたら、患者は大変なショックを受け、絶望の淵に沈むことになるだろう。こんな医者はある得ないが、多重債務に対する世間の対応や認識はこれに近いといえる。※7

このような状況に対して別の部分では「(多重債務者の) 大部分は自己責任を諦め、律義に返そうとしてさらに借金を増やしていく善良な債務者なのだ。このような人が多重債務を整理するためには、まず「自己責任」の呪縛を解」※8 くことが重要であるという。日本の問題点は「問題のすべてが借り手の自己責任として片づけら」れてしまうことで、そのために「欧米のような多重債務者の救済、支援体制が整備されていない」という。※8

それに対してもう一つのヤミ金融入門書といえる読売新聞社会部の『ヤミ金融』は多少違ったスタンスをとっているのがわかる。その冒頭では法定金利内のサラ金であれば「借りた金は返す」というのが社会のルールである」※9 としながらも、「安易かつ必要以上の借金を促す風潮あ」ることが問題であると捉えている。※10

とはいえ、安易に必要以上に借金をして多重債務者になった人々を虎視眈々と狙うが「犯罪組織」であるヤミ金融である、という点は共通している。このよい例が書き著されているので引用したい。住宅ローンや消費者金融などから借り入れた事業費の返済に行き詰まり、自己破産をしたある男性が借金から解放されて、しばらくした時の出来事である。

しばらくすると、(男性)の自宅には複数のヤミ金融業者から毎日のようにダイレクトメールが届くようになった。「貸し渋りはいたしません」という宣伝文句が踊っていた。

携帯電話も頻繁に鳴るようになった。「私はもう自己破産してますから」ときっぱり断ったが、電話の相手は、すべて承知済みと言わんばかりの口調で、「大丈夫です。審査は終わっておりますから」と言葉を返してきた。何をどう審査したのか(男性)には分らなかったが……。

(男性)は今のところ、ヤミ金融の“甘い誘惑”を振り切っている。だが、いつまでそうしてられるか、自信はないと言う。「生きている以上、お金は必要になる。でも、もうきちんとしたところから借りることはできない。もし大病でもしたら、怪しいところからでも借金をしなければならぬかもしれない」と表情を硬くした。※11

ヤミ金融が虎視眈々と彼を狙っているのがよくわかる。ここで、もう一つの問題点がここに見えてくる。彼は「社会のルール」を反故にしたからといって、このような境遇に置かれてもいいのだろうか。私はこの（男性）のエピソードを読んで、その境遇におかれたことを「自己責任」であると彼にいうことはできない。その点に関して読売新聞社会部の著作には指摘がなく、かろうじてあとがきに「本書は問題提起の書である。答えは、読者に探してもらうほかない」といういいわけのような記述があるだけである。※12

私は（男性）のような、今この時点においてヤミ金融の被害者になろうとしている人を投げうっておくことはできない。彼が被害者になるかもしれない最大の要因は「貧困」である。（男性）の生活を保障するようなセーフティーネットのような保障体制が整っていれば、（男性）がヤミ金融から貸し付けを受ける必要はないのである。

このような検討は後に譲るとして、もうひとつ、ヤミ金融の被害者をどう救い出すのかという実務的な作業をまとめた本を紹介しておきたい。市販はされていないが全国ヤミ金融対策会議が作成した「ヤミ金撲滅マニュアル」である。この本によればヤミ金融は様々な種類がある。「都イチ金融（都の登録をうけて合法的な業者を装う。登録免許が都（1）で始まる。）」「090金融（張り紙に電話番号を掲載し金銭を手渡しする）」「車金融（車を担保にリースなどの手段で脱法をはかる）」や前述の「電話と振込の無登録ヤミ金（他人名義の携帯電話と口座を使う。名簿屋から仕入れた名簿に電話やダイレクトメールで多重債務者を勧誘する）」などがあるという。※13 またヤミ金融に「借りたものは返せ」という権利がないことを法律的に証明したり、ヤミ金融に対応するための根本的なステップが記述されていて、家族、警察、ヤミ金融、被害者の近所、裁判所などへの対応マニュアルとなっている。そのなかでもヤミ金融業者への対応の心得には「相手は犯罪者、こちらは被害者」というフレーズが掲載され、実地的な電話対応の方法が描かれている。

「お金を貸した、借りた」という相手の土壌で話をはじめると、形勢不利になってしまうのは当たり前です。「相手は犯罪者、こちらは被害者」という基本的な立場をしっかりと意識して話をするのが大事です。

「もうお金がなくて、払えなくなりました」と言うと、「それはお前が悪い」「約束が守れないのか」と、相手は優位に立って攻めてきます。しかしこの優位はまやかしです。ヤミ金は、自分の犯罪行為をたなに上げて、「約束は守れ」という一般論に話をすり替えているだけなのです。

正しい法律の土俵に乗った話し方は、「あなたのやっていることが出資法違反ということが分かりました。今後いっさい、お金は払いません」です。「借りた金は返すのが当たり前だろう」とヤミ金が言えば、「犯罪でなければ、そうですね」と切り返します。「もう請求しないから、それでナシということでもいいだろう」とヤミ金が言えば、「被害弁償はしないんですか」と食い下がります。

ヤミ金が「お前ら（法律家や被害者の会）は関係ない、本人にはとことん追い込みを

かけるから」と言えば、「本人は警察署に行かせます。本人の周りは警戒態勢に入るから」と切り返します。ヤミ金が「払わないならそれでいいよ、周りの人に払ってもらうから」と言えば、「関係ない人に請求するなら恐喝になりますね、罪は重くなりますよ」と切り返します。ヤミ金が「証拠があるのか」と言えば「ありますよ、でも教えない」「証拠隠滅、逃亡の恐れがありますから」と切り返します。※14

このようなヤミ金融への対策本は私のフィールドワーク候補であった全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会（被連協）のオフィスにはどこにでもおいてあるという。※15 このような被連協の各オフィスは岩波ブックレットで指摘されていた多重債務者の相談窓口にあたるものである。このような相談窓口とはいったいどのような活動をしているのか。私がフィールドワーク先に選んだNPO法人さやま・あすなろ会を例にとってみたい。

NPO 法人 さやま・あすなろ会とは

今回私がフィールドワーク先に選んだのは、NPO 法人さやま・あすなろ会である。ヤミ金融の相談対応を始めてから7年と日は浅いが、ヤミ金融被害の対応件数・金額ともに日本一のNPO 法人である。ヤミ金融の被害や多重債務問題に関する相談窓口の充実は先述した岩波ブックレットでもあげられていた。相談窓口は各県に最低でも1つは開設するように努力され、そのなかの埼玉県の狭山市にオフィスを構えるのがさやま・あすなろ会である。さやま・あすなろ会には理事長の野村さん、中村さん、岸田さん、清水さんが相談員として入れ替わり常駐し、その他に事務の坂下さんやお手伝いの女性が常駐する。

相談者には「貧困」で苦しむ様々な人がひっきりなしにやってくる。私がフィールドワークに訪ねた時はいつも、朝から晩までその対応に追われていた。ヤミ金融、多重債務、特定調停（簡易裁判所での調停により債務を整理する方法）、自己破産や生活保護などといった、日本ではあまり意識されない「貧困層」の実情がありありと見てとれた。

またさやま・あすなろ会はメディアへ積極的に出演しているNPO 法人でもある。ヤミ金融とのスペクタクルな対決を期待するテレビメディアの取材も、オフィスの予定表に毎月一定数程度書きこまれている。前述の通りヤミ金融は暴力団などへのつながりが強く危険性が高い。身体の危険を顧みずテレビに出演する際に名前や顔を公表するさやま・あすなろ会の理事長の野村さんはその出演自体の目的や出演方法について「相談者を保護したり、ヤミ金の救済機関があるってことを知ってもらいたい」と言っていた。※16 精神的に追い詰められていく被害者たちにとって、ヤミ金融業者は非常に恐ろしい存在である。そのような人に恐れずに向かっているだけの力があることを証明するために「賢くメディアを利用」としているという。※17 またそれは被害者を救うNPO の存在の周知徹底を図るという意味でもある。このようなコソコソしない態度がこれまでの相談者も保護することに

もなるし、警察や銀行等にも情報をすばやく寄せることで、彼らからの協力も仰ぎやすくなるという。このような態度が彼らの NPO 法人を日本一にしていることは間違いないだろう。その映像が放映された後はオフィスが回転しなくなるほどの相談が寄せられるそうで、ヤミ金融問題の根深さがうかがえる。その映像は you tube などで見ることができる。

また相談員の出自も様々である。彼らは自分自身の経歴の多くを語ろうとしないが、野村さんは「以前は企業の資金調達の NPO をやっていた」と語っていた。また清水さんはヤミ金相談を受けている際に「私もヤミ金融の被害者でしたが…」と語っていた。彼らの様々な出自は相談を受ける際の強みになる。「多重債務問題 相談窓口の充実を ～これ以上借金のことで事件が起きないように～」という埼玉司法書士会会報（平成20年4月1日発行 No.67）で上尾支部の井口鈴子は、借金の解決には借り入れ先をすべて言わせる必要があるとして「この全部を言わせるのも聞き取りのテクニックである」と語っている。※18 NPO 法人さやま・あすなろ会では一人の相談者に対して相談員が入れかわり立ちかわりしながら何度も同じ話を聞き出す。相談員の清水さんは「電話だけの関係だから、この人（ヤミ金業者）はいい人だからって残しちゃうと解決できないんですよ。一個残す二個残すってなっちゃうと」※19 と語る。彼らは故意に何度も被害者から話を聞き、その最後の最後の「見栄」※20 をはがし取ろうとする。それがヤミ金融からの根本的な脱却につながるからだ。その時に話し方も年齢も物腰も経験も違う数人が対応することが重要になるのだ。

またどうしてヤミ金融の問題や貧困の問題に NPO 法人の相談員として携わっているのかという質問に関しても彼らの答えは様々である。中村さんは「正義感」※21 だと語る。自分が生きていた社会に対して何らかの恩返しをしたいという思いからこの NPO に携わっているという。清水さんは「正義感は関係ない」として「そうした見返りを求めない善行は必ず自分に返ってくる」という。その後で彼は「私は社会に出るためのリハビリ、静養だと思っています」と語っていたのがその真意だろう。※22 それに対して野村さんは企業による搾取の典型として派遣の人などに同情を寄せながら「貧格社会」という単語を口にする。人間的つながりが薄れて孤独感にさいなまれながら、自分に誇りを持つことができずにいるこの社会に憤りを感じているようであった。※23 野村さんは被害者に対しても「人間的つながり」を重視した接し方が必要だといい、それを実践しているようであった。

彼らはおのおの違った考え方をもちながら、当人たちの自由でそこで相談員をやっているという。その空間には他者を認める雰囲気できていて、それが相談者にたいしても徹底されているのだと感じた。

「貧困」から抜け出し、人間らしい生活を取り戻すのは相談者一人の力では達成できない。NPO 法人さやま・あすなろ会はそのような人々に手を差し伸べるが、それは被害者がかわいそうだという感情では決してない。彼らは彼らの必要にせがまれてこのような NPO を運営しているのであり、そこには対等な「人間的なつながり」がある。孤独にヤミ金融

と対峙してきた人々が、そのような「つながり」をもう一度体感する場所がさやま・あすなる会なのだと思う。

このような人たちが運営する NPO 法人さやま・あすなる会で、ヤミ金融、ひいては彼らが口にする「貧困」について、実際の現場に立って問題点をあぶりだし、そこから解決策を考えていきたいと思う。

本論

「ヤミ金融」の実態

前述の通りヤミ金融の実態はそれほど知られておらず、メディアもその一部分だけを誇張して伝える傾向がある。この章では私がさやま・あすなる会を通じて見えてきたヤミ金融の実態について考察したい。

私が理事長の野村さんにインタビューを行っている時、一本の電話がかかってくる。それは最近さやま・あすなる会に相談を持ちかけてきた被害者が借りていたヤミ金融の業者からであった。その電話は相手方の声が聞こえなかったが野村さんはその電話一本で業者に被害者との和解を成立させた。これにより被害者は特定調停への一歩を踏み出すことができる。

「なんでなの、和解したくないのは。(被害者の)「態度が悪かった」？」

「あなたの声を聞くと情けとかありそうだしさ、情とかさ。」

「もう十分利益出てるでしょ、17000円借りて、18000を2回振り込んでるんだからさ。」

「人間としてとか、人間論はやめようよ、あなた違法なことしてるんだからさ。あなたがまっとうな生き方をしてる人なら聞くけどさ。」

「ヤクザじゃないんだからスジとかやめようよ。」

「まえ立件した人、一週間で出てこれたけど罰金3000万よ。」

「(でも和解するなら)私の案件では罪はないの。」

「本人にも騒ぐなと言うの。」

「男なんだからさ、決めなきゃね。」※24

ほんの十分程度の出来事であった。野村さんは①ヤミ金業者を持ち上げ②十分に利益が出ていることを言い聞かせる③「借りたものは返さなくてはならない」という一般的に人間

の常識とされている武器を相手から取り上げ④（話して通じない）ヤクザと区別し⑤実際の事例から罰金のお金を相手に突きつけ⑥和解に応じるならば罪から逃れられると進めている。野村さんは「相手を立てながら自分のペースで（そのこじれた話に）入って行く」ことが大事だと語っていた。

実際にはこのように相談に応じやすいヤミ金融も多く存在するようだ。「ニコス」という会社は相談に応じやすいなど、彼らの中ではヤミ金融業者にも種類があるようである。

それとは反対に相談に応じない業者もある。それどころかその居場所をくらませてしまうケースもある。彼らは警察の手から自らを守るために、もともと居場所がつかみづらいという特徴を最大限に利用して雲隠れを試みるのだ。そのような場合は容赦なく告発されることになる。

ヤミ金融をめぐる「貧困ビジネス」の形は一樣ではない。2000年の7月19日の読売新聞夕刊には借金整理を代行する「整理屋」と癒着した弁護士がその紹介料として多額の便宜を図り、自身も多額の報酬を得ていたという記事が掲載されている。※25 また2007年の5月30日の毎日新聞夕刊にも弁護士の名義を借りた「整理屋」が多重債務者から手数料を取り、毎月100万円の名義料を支払っていたという記事が載っている。※26 このように被害者救済を口にしながら「貧困ビジネス」に加担するものも少なくない。

上記のような法律違反にあたらぬ「貧困ビジネス」も今日では非常に多いようである。よく電車などに広告を出している弁護士や司法書士による借金整理や過払金返還請求について野村さんはこう語る。「(よく相談無料などと書いてある弁護士とか司法書士に関して。過払いして返還されるお金の) 取り返した分の25%から30%取っちゃう」、悪いところでは「全部もってかれ」てしまうという。※27 このような自分のお金を増やすためなら何でもする「貧困ビジネス」は根本的に、中村さんは“ヤミ金融”と同質であると指摘している。※28 ヤミ金融の被害者は真面目にこつこつと法外な利息を払い続けることは様々な先行文献で触れられている。私が野村さんにインタビューを行った日にも老夫婦が数十年間こつこつとヤミ金融に法外な利息と元本を払いつづけ、数百万単位の過払い金を請求する相談に来ていた。その夫婦に向かって「今まで頑張ったご褒美に温泉でもいってきたら。ね。いや、それぐらい許されるよ」※29 と野村さんはねぎらった。彼らはこれからその過払い金で生活を再建することができるのだ。それに対して、その過払い金を弁護士や司法書士が私腹を肥やすために取り上げてしまうことは、これらを「貧困」から立ち上がらせる障害になる。堤未果はその著書『アメリカの貧困』の中で「貧困ビジネス」を行うものたちを「ハゲタカ」と形容する場面がある。※30 ヤミ金融被害者はハイエナに追い回され、ハゲタカについばまれている。それが「ヤミ金融」の実態なのである。

被害者の実態

ハイエナに追い回され、ハゲタカについばまれるヤミ金融被害者とは一体どんな人たちなのだろうか。先行文献でも先述した読売新聞社社会部による『ヤミ金融』では、その被害者の種類をわざわざ「生活苦」や「娯楽費」などに分類してみせている。※31 しかし中村さんは特別に「病的な人」はいるにしても、大多数の人は彼ら自身の「日常」を遂行するためにお金を借りてしまう点を指摘する。※32 そのような無用な分類によって「被害者」と「自業自得の人」とを分別することは好ましくないように思われる。水戸市市民環境部市民生活課と水戸市消費生活センターの作成した「困った！相談！楽になる！脱多重債務者応援事業マニュアル」の1の「(4) 多重債務者は「自己責任」か「被害者」か？」には、

- ・高金利、過剰融資、過酷な取り立て（という）サラ金三悪により、構造的に生み出されてきた
 - ・社会保障の削減と非正規雇用の増加による賃金の減少、生活費不足、貯蓄なし世帯の増加（貧富の差の進行）
 - ・リストラによる失業、収入減
 - ・その他不慮の失費 ※33
- （サラ金三悪とヤミ金は共通している。サラ金の多重債務とヤミ金の多重債務は一般的に「返すべき借金」と「返さないでよいお金」に分類されるが、私はその悪質性においては同一のものであると考えている）

と書かれている。この内容からいって「被害者」であるということを強調しているものである。また、この資料によれば多重債務に陥るきっかけは低収入や病気、クレジットカードやローンの返済、遊費などさまざまであるが（このはじめてする借金のきっかけの部分で上記の娯楽費などの「自己責任」と生活苦などの「被害者」に分類がなされている）、そこから被害者たちがすすむ典型的な道筋を簡潔にまとめているので参照する。この道筋をたどった結果、多重債務者はヤミ金融の「被害者」となる。

- ①借金返済のために、新たな借金を繰り返す
- ②日々の取り立てに追われ、余裕を失い、冷静な判断ができなくなる
- ③誰に相談したらいいのかわからず苦しんでいる。
- ④借金を返済しなければという思いから、ヤミ金融に手をだしてしまう。
- ⑤追いつめられた結果、自殺してしまう。
- ⑥追いつめられた結果、犯罪に手を染めることもある※34

この過程で彼らが受ける精神的圧迫の例をいくつか提示したい。②や④ではこのような手紙が郵送されてくるといふ。

大至急、金を返せ。返す気がないなら、あなたをとことん追い込みます。借金を帳消しにする方法が一つあります。あなたの指を10本、家族の方々の指を40本送っていただければ、借金は帳消しにします。必ず連絡ください。連絡がこない場合は安全の保証はできません。※35

(電報で)

だいしきゅう にゆうきんしろ とぼけてると いえにひをつけるぞ かねがなくとも
でんわぐらいできるだろ あまくみてるよ ほんとにころすぞ※36

このようなものが毎日のように送りつけられるという。このような精神的圧迫にたいして相談員の清水さんは「(こどもをさらうぞという脅しにたいして) 絶対そのようなことはしません」と対応する。また「(こどもの学校に連絡するぞという脅しにたいしては) どうぞ連絡してみてくださいと。学校側にはこのような電話がかかってきたら申し訳ないと頼んでおいてです。こっちが気丈な態度なら相手はやっても(脅しを現実のものにしたとしても) 意味がないわけです」と対応する。※37 脅しにたいして屈しない態度を維持することが重要なのだ。

また⑤に関しては、現在はNPO法人さやま・あすなる会と同様に「ヤミ金融」や「貧困」問題の救済活動をしている「太陽の会」の神保さん(仮名)が自身の自殺未遂体験を小説にしている。彼は心筋梗塞をきっかけに「製鉄所の中で車両関係の運転手」の仕事を退職せざるを得なくなる。※38 失業保険をもらいながら、生活が厳しい時に「返せる範囲」で重ねてきたつもりだった借金が150万円ほどに膨らみ、富士の樹海で自殺を決意する。11月の下旬に富士の樹海に入った彼は自殺をしようと焼酎を飲んで手首を切る。

始めに軽く筋をいれる『おー！切れてく切れてく』試し切りは此処まで、いよいよ本番カッターを、さっきより深く入れる周りが血で染まってゆく、血が少し出てくる、少し痛い『もう少しだ』又カッターに力を入れる切り口の周りが真っ赤になる。『あれ！手首の周りで血が膨張するだけで外に出てこない』後で警察官に聞いたら「寒さのせいだよ！」と教えてくれた。※39

彼は自殺に失敗した結果、警察官に保護され、NPO法人「太陽の会」に出会うことになり、生活を再建した。このように借金を苦にして富士の樹海で自殺をしようとしてこのようなNPO法人に救い出される例は少なくないようだ。2008年2月23日の読売新聞夕刊にはNPO法人さやま・あすなる会や同じく前述のNPO法人太陽の会などが所属する「全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会(被連協)」が設置した立て看板によって29人の命が救われたという記事が掲載されている。※40

このように被害者らは精神的に追い詰められていく。これら被害者の相談に関して中村さんは、被害者の男女比はほとんど同じであるという。※41 また清水さんによれば相談者は比較的年配が多いそうであるが、※42 野村さんによれば若者の相談者もいるという。※43 私が見てきた相談者はオフィスに入ってきて表情が暗い。精神的に追い詰められているからなのか、ちょっとしたことですぐに大げさに謝罪する。そのようなかれらは、私にはどこからどう見ても「ヤミ金融」や「貧困」の被害者に見えた。

ヤミ金融をめぐるメディアの誤謬

前述したようにメディアでヤミ金融が取り上げられる際、最も重要視されるのは「見た目の華やかさ」であるといえる。それはヤミ金融業者との対決などであるが、さやま・あすなる会ではそのメディアを利用する方法を心得ている事も前述した通りである。彼らがそのように考える根底には「メディアへの不信」が見てとれる。彼らの地道な努力を報道しないが、華々しいシーンばかりを追い求めるからだろう。

相談員の清水さんはNHKで放映されたというヤミ金融の被害者へのインタビュー番組を見て絶句したという。その内容は改正貸金業法で収入のない人がサラ金から借金ができなくなったので、サラ金への借金というステップを踏まずにヤミ金融に手を出した主婦や学生にインタビューするというものであったという。それにたいして清水さんは「そんな実態はない」「相談者にも絶対にいない」と語気を荒らげた。※44

またこのような記事がある。2008年2月28日の読売新聞の「論点」というコラムで東京財団研究員の石川和男は日本経済の低迷の原因となっているのは貸金業法の改正といった過度な規制によるものであるという記事が掲載されている。※45 それによれば「個人の資金繰りも悪化し、適法な貸金業者にかかわる多重債務者が減った反面、違法なヤミ金融業者による多重債務者を増やしてる可能性がある」としている。この意見にたいしては野村さんはさやま・あすなる会は7年しか歴史がないと断わりを入れつつも「今も昔も変わらない」と表現した。※46 中村さんも同様に「社会には一定のヤミの部分がある」として、その部分は一定であると語ってくれた。※47 清水さんにいただいたデータによれば、新貸金業法が制定された2007年から警察や関係諸団体によるヤミ金融の規制強化が図られている中、その告発件数は2007年の6915件をピークに減少に転じ、2010年の6月期で1957件、12月期で1988件になっている。※48 また2008年5月13日に行われた金融庁の多重債務者対策本部会議によれば2008年3月の時点で多重債務者の人数が約117万7000人になり、1年前と比べて30%も減少したというデータもある。※49 このデータによって考えるならば、どちらが正しいかは火を見るより明らかである。

このようなメディアの誤謬がどうして彼らの語気を荒らげさせるのか。それは決して誤

謬であるというそれだけの理由からではない。それが大企業を規制することに根本的に反対するという立場に追従する誤謬であるからだ。野村さんははっきりと大企業を優遇する新自由主義的な政策が格差社会や「貧格社会」を形作っていると語ってくれた。※50 派遣に従事する人などは経済的に安定しないため、いつ「貧困層」になるかわからないという。先ほど引用した堤未果の『アメリカの貧困』で、新自由主義の“先進国”であるアメリカにおいて貧困層は軍隊に入らざるを得ない現実を嘆いてこのような印象的なセリフが登場する。「もはや徴兵制など必要ないのです」「政府は格差を拡大する政策を次々に打ち出すだけでいいのです」。※51 このような“先進国”の考え方を無条件で受け入れる彼らの誤謬は、「貧困」で苦しむ日本人をその地位のままに打ちやってしまう。このような考えはヤミ金融の被害から人間的な生活を取り戻そうとする彼らの取り組みに真っ向から対峙するものなのだ。

このような意識は各々が違った価値観を持って自発的に集まっているさやま・あすなろ会のメンバーといえども共通に了解されているようである。個人単位のインタビューにおいてそれぞれがそれぞれの言葉でこの問題を語ってくれた。相談員の岸田さんが言っていた言葉の真意がこの文脈から理解できる。「ヤミ金で、それだけじゃあかんとおもうよぼくは。」※52 ヤミ金融の裏には「貧困」という問題が隠れている。その問題抜きには考えられないし、そのことをメディアは理解していない。ヤミ金融と貧困の問題を次章以降詳しく検討したい。

ヤミ金融はなぜなくなるのか

「ヤミ金融」の問題の最大の問題点はこの点である。ヤミ金融業者はその違法性を認識している。だからこそ暴利をとっているのだという業者もいるくらいである。反対に、その対をなす「被害者」側もその暴利であることを認識したうえで貸し付けを受けている。では「どうして借りるのか」。先ほど引用した「困った！相談！楽になる！脱多重債務者応援事業マニュアル」によれば、サラ金に手を出してしまったがゆえに仕方がなく借りざるを得ないという状況が描かれていたが、本当にそのような人ばかりなのだろうか。この質問をストレートにぶつけてみた。この質問への答えはインタビューをした中村さん、清水さん、野村さんの三者三様の答えを聞くことができた。

中村さんはヤミ金からお金を借りてしまう主たる原因に「働いた分（自分で稼いだ分）の消費」以上のものを消費してしまう精神構造（サラ金を含めて借金をすることをやむなしと考える姿勢）が原因だと語る。それぞれの相談者の「日常」の中で自分の稼ぎ以上の消費をしているのでは、必ずどこかでお金が足りなくなる。にもかかわらずその消費する習慣がやめられなくなるのだという。このような過剰消費の習慣は「新自由主義」的なものとも言えるし、その個人の消費性向が偏重しているからだともとれる。また中村さん

はその習慣を「自覚するのは難しい」と語ってくれた。※53

清水さんは「食べる生活に困った人がヤミ金を借りていない」という。たとえば収入が減少した時、借金が嵩んできた時に「自分の生活の見直しをしてない」という。そのたとえとして「たばこを吸う習慣をやめないこと」を挙げていた。彼は収入が減少した時こそ「人間の知恵」や「工夫」が発揮されるべき時で、そこで今まで通りの生活を続けようとする「見栄」や「体裁」がヤミ金に手を出すきっかけになるのだという。※54

「見栄」や「体裁」といった個人的な問題でヤミ金に手を出すとされた清水さんに対して、理事長の野村さんは社会の問題点が主たる原因であると主張していた。お金を借りなくてはいけなくなるのは「生活の困窮」によるものである。その困窮を作りだしたのが「小泉改革」であるという。この改革によって派遣という不安定層が増幅され、企業から搾取される存在となった。また労働組合が弱体化し、それにより経営者の管理が行えなくなったという。このような社会の動きからはじき出された人を救うのがさやま・あすなろ会であり、貧困相談や炊き出しも行っている。その一形態としてヤミ金も取り扱っているのだという。※55 困窮の主たる原因は「職のなさ」であり、それは若い人たちも同様の被害を受けている。2007年の8月28日の毎日新聞の夕刊にはネットカフェ難民の記事が載っている。※56 厚生労働省の調査によると全国でネットカフェ難民は約5400人であり、うち2700人が不安定な非正規雇用、1300人が失業中、職を探していない無業者が900人、正社員が300人だったという。構成比では20代と50代が約25%ずつであった。これは社会のゆがみであり、改善されなければならない課題であると野村さんは考えるだろう。また連帯保証人制度にも苦言を呈していた。このような困窮や連帯保証人制度が続けられる限り、「貧困」はなくならないし、いつ自分が借金を抱えてしまうかわからない。一度「貧困」に取りつかれてしまうと、今まで通りの生活の習慣や消費性向から抜け出せない。その結果「体裁」を気にして借金を重ねてしまう。三人の意見をつなぎ合わせるとこのようなケースが想定される。

はじめて借金をしてしまうきっかけは各々の日常にごくありふれたものとして存在する。その時、そのきっかけを帳消しにできるだけの社会があるか（賃金の上昇や多重債務者を救う社会保障など）、自分の生活を変えることができるかが問われる。後者が中村さんの言うとおりに困難なものである以上、借金やその先のヤミ金融地獄の根本原因である「貧困をなくす」という問題へ私たちは進まざるを得ないのである。

さやま・あすなろ会の取り組み

私がフィールドワークに出かけた年末のある日、私の隣に60歳前後の男性が相談に来た。彼は公衆電話代の10円をようやくひねり出してさやま・あすなろ会までやってきたという。もちろん電車賃もないので歩いてやってきた。彼によれば失業保険の切れた3カ

月まえから3万円程度の家賃を滞納し、今月末（2010年の12月末）に退去するように大家さんに通告されたという。市役所の窓口もあと数日しか対応してもらえる日数もない。それでもさやま・あすなろ会のオフィスを訪れる数日前に彼は民生委員に付き添われて生活保護の申請に行ったそうだが、断られてしまったという。彼は様々な事情を相談員全員に何度も聞かれ、そのたびに「働きたい」といった。※57

雑誌「世界」2010年11月号の討論「場所・移動・不安定雇用」のなかで青木秀男はこのように語っている。若者の「ネットカフェ難民」は「現役労働者として待機している、と考えられ」る。一方で「労働市場に戻る見込みがほとんどない」さまざまな事情を抱えてホームレスをあえて選ぶ人たちも「新自由主義のイデオロギー」にのしかかられている。というのも「インタビューで「何がしたいですか」と聞きますと、まず「働きたい」という言葉が返って」くるという。※58

私はこの悲痛な男性の「働きたい」を聞くたびに、私たちの“社会”が間違っているに違いないという気持ちにさせられた。

しかしながら、この男性とホームレスとを一緒にすることはできない。彼は市役所で総合生活支援制度等を利用してなんとかやりくりするだろうし、対応した野村さんによれば「現在の法律では強制的に退去はさせられない」という。※59 彼は実際ホームレスになることはないだろう。というのも、ホームレスと「貧困層」の間にはおおきな乖離があるからである。

前述した富士の樹海での体験を小説にした神保さん（仮名）はその作品の中で、

私には4つの選択肢がある1つ目は自立して人間らしい暮らしを送る、2つ目は、ホームレス、3つ目は、生きるためと割り切って犯罪しながら生活する、4つ目は自殺する
※60

と記している。「貧困層」からホームレスへの跳躍は他の3つの選択肢ほどに距離のあるものなのである。

野村さんもホームレスとヤミ金融被害者はまったくの別物であるという。家計が「貧困」に向かうというきっかけがなければ多重債務にならないので、ホームレスがヤミ金融の被害者になることはないのだ。しかし相談者である60代ぐらいの男性も彼らと同じ「働きたい」という言葉を使うのは、「新自由主義のイデオロギー」の産物であると感じた。

とはいえ、そのような相談者の「人間らしい生活」を再構築するのがさやま・あすなろ会の任務である。これ以上彼の生活が「貧困」に落ちていかにないように、業務日数の残り少ない市役所の窓口を駆け込むことになった。さやま・あすなろ会が築いてきた人脈を通せば、生活保護を窓口で突っぱねる事が多い市役所の職員も首を縦に振るのだという。彼ら相談者の生活をさらにひどくしないこと。それはヤミ金融の対応同様、彼らの行動原理となっている。

なぜ貧困は生み出され続けるのか

「貧困」に陥っている人を救済し、再建するのがさやま・あすなろ会の仕事であるということをここまで見てきた。私はフィールドワークを通して数日間さやま・あすなろ会のオフィスでさまざまな相談者を一日中観察し続けた。その時改めてその相談者の多さに驚かされることになった。私が12時にオフィスに着くと30分程度おきに予約していた相談者が訪れ、その間隙を縫うように電話が鳴る。ときには飛び込みで相談者がやってくる。これほどまでに「貧困層」とは多いものなのかと実感する。そこでこの章では彼らが貧困に陥る「きっかけ」について検討してみたい。ヤミ金融はなぜなくなるのかという章で記した野村さん、中村さん、清水さんの意見の中で多少ふれてきた、はじめて借金をするきっかけを分析してみたい。「貧困」の出口の一つといえるさやま・あすなろ会にこれだけ大勢の人が集まるということは、その入り口は途方もなく大きなものであるに違いない。

前述した読売新聞社会部による『ヤミ金融』でこのような指摘がされている。大手消費者金融のCMが「若者や子供の金銭感覚をゆがめ、『お金がなければ借りればよい』という風潮を助長」しているのではないかというものである。※61 2000年ごろ、UFJ銀行と手を組んだ大手消費者金融プロミスとアプラスが立ち上げたモビット、東京三菱銀行と手を組んだアコムが立ち上げた東京三菱キャッシュワン、三井住友銀行と組んだ三洋信販のアットローンなど（現在では東京三菱キャッシュワンはアコムに吸収合併され、アットローンはプロミスに2011年4月1日付で吸収合併予定、モビットもプロミスに吸収合併される予定だという。ちなみに2010年に三洋信販もプロミスに吸収合併されている）がその広告としてCMを競うようにうっていた。このようなCMに対して「放送と青少年に関する委員会」はこのように述べている。

「CMの多くは若者へのアピールを中心に宣伝効果を上げるように親しみやすく制作されており、音楽は幼児が覚えて口ずさむほどリズムカルに作られている。こうした点から、これらのCMによって青少年が容易に影響されるのではないかと懸念される」

「深刻化する不況のなか、CM収入なしには存続しえない民法として消費者金融のCMを扱わざるを得ない事情なども認識している。しかし、青少年委員会としては、放送を通じて青少年に悪影響が危惧される状況を見過ごすことはできない」※62

このような悪影響は青少年だけでなく、すべての人に『お金がなければ借りればよい』という風習を広めるのに一役買ったのではないか。日本列島をバブル経済が席卷し、199

2年ごろから行き詰って、1998年に実質経済成長率がマイナス1.1%をつけた。右肩上がりの成長率をたたき出していた日本経済の停滞・破たん直面した人々は、中村さんの言うように、簡単にその「習慣」から抜け出せない。そう考えると、2000年ごろから加熱した消費者金融のCM競争は、不況に入った当時でもバブル期と同じ生活をしたという、「見栄」をはろうとする人々の欲望の高まりとシンクロしているように思える。岩波ブックレットの『ヤミ金融』には「二〇〇一年の金融庁の調査によると信販会社、クレジット会社などの貸付残高は九兆二〇〇〇億円で、一九九四年から右肩上がりに伸びている。一方、消費者金融会社の貸付残高は一〇兆六〇〇〇億円、商工ローンが一兆四〇〇〇億円、その他六兆一〇〇〇億円などを合わせると二万社で四四兆円にもな」という当時の調査が示されている。※63 言わずもがな、その借金をしている一部の人が多重債務者となる。もちろんこの不況自体が借金をしてしまう要素として考えられるが、このようにテレビCMというマス・メディアを使った「貧困」の入り口の裾野の拡大も忘れてはならない要因である。このような敷居の低い借金は人々の日常の一環として習慣化する。このようにして生まれた、民放の収入の犠牲になった多重債務者は、「自己責任」として「貧困層」へ引きずり込まれてしまったのである。

このCMという一例のような多重債務者へのありふれたきっかけに対して人々を自覚的にさせるためにもさやま・あすなろ会は活動をしているという。中村さんはインタビューで借金の借り手を作らせないための教育が必要だと言っていたが、2011年4月1日に開校予定の「狭山元気大学」ではさやま・あすなろ会が多重債務問題や一般常識としての法律についての講義を開講予定だという。岸田さんは「無知さを改善」※64 しなければならないと言っていた。私たちは「貧困」の「きっかけ」に対してもっと敏感にならなくてはならない。その入り口から一歩進めんでしまえば、その出口は果てしなく遠く、しかもそれは「貧困ビジネス」を営む無数の亡者の奥に霞んで見えないものなのである。

貧格社会を生きる

「貧格社会」。NPO法人さやま・あすなろ会には大きく印字されたこの四字が壁に貼り付けてある。貧格社会とは品位や品格が欠けてしまった社会を指す。貧格社会で群をなす「ヤミ金融」とはヤミ金融業者だけをさすのではない。

このような自分のお金を増やすためなら何でもする「貧困ビジネス」は根本的に、中村さんは“ヤミ金融”と同質であると指摘している。

本論の冒頭の章でも触れたように、債務整理をうたって私腹を肥やす一部の弁護士や司法書士、誤謬を無知によって（あるいは意識的に）生み出し続けるメディア、広告費のために消費者金融のCMを流し続ける民放。それらはNPO法人さやま・あすなろ会のような「ヤ

ミ金融」と「貧困」を結び付けて、その解決を模索する人たちにとって“ヤミ金融”と同質なものに映る。直接的に「貧困」を食いものにするものもあれば、間接的に被害者を苦しめるものもある。

多重債務状態にある「貧困層」は、貧困自体に苦しめられ、ハイエナに苦しめられ、ハゲタカたちについばまれ、冷静な判断ができない。彼らを取り巻く社会の事に関して考える暇はないだろう。このような状態は、もしも被害者たちがヤミ金融との関係を断ち切れたとしても、本当の意味で生活を再建する環境としてふさわしくない。貧困ビジネスが甘言を弄し、(男性)は今にもその獲物になろうとし、生活保護を打ち切られてアパートを追い出される。この先日本が賃金の上昇を軽々しく現実のものにできる状態ではない以上、このような「貧困」の問題を改善しなければならない、NPO 法人のさやま・あすなる会の相談員は被害者に代わって(被害者の立場として)そう考えているように思った。色々問題が指摘される島崎藤村の小説『破戒』では被差別部落出身でその出自を隠す丑松の尊敬する先生(彼も被差別部落出身)が部落民の解放を説く著作を発表し同僚たちに狂人呼ばわりされるシーンがある。それに対して丑松はこのように言う。「先生の手から職業を奪取ったのも、ああゆう病気になるほどの苦痛を嘗めさせたのも、つまりこの社会だ。その社会のために涙を流して、満腔の熱情を注いだ著作をしたり、演説をしたりして、筆は折れ舌は爛れるまでも思い焦れているなんて——こんな大白痴が世の中にあるのか。」※65 私

が彼ら相談員の心情をとして感じ取ったのはこのような「満腔の熱情」である。

このような「貧困」から派生する「ヤミ金融」に対する社会的なアプローチの検討は後に譲るとして、「貧格社会」を生きる私たちができることとは何かを考えてみたい。私が「貧困」という言葉を括弧つきで書くのは、その言葉があらわす実態が広く認知されていないのではないかと考えているからである。アメリカや第三世界の貧困については著作等を通じて触れ、その実態を体感する機会が多いが、格差社会と言われて久しいのにも関わらず、日本の「貧困」に関しては特定の分野などの人たちだけが意識しているように私は考える。ホームレスやネットカフェ難民などの言葉は、その実態も広く認知されているかもしれない。しかし私が見てきた「貧困層」の実態は認知されているとは言えない。このような「貧困層」は何百万人と数えられている。彼らをホームレスや自殺者、犯罪者などとして認知せざるを得なくなる前に、その実態を認知することが有効だとは言えないだろうか。私たちがごくありふれたきっかけで顔のない「貧困層」になるかわからない状態であるならば、いまその状態で苦しむ人やその問題点を意識し、改善へのアプローチを支援することが私たちにできることなのではないだろうか。それを「正義感」とよぶのか「自分のため」とよぶのか、「社会のため」とよぶのかという問題は、それほど重要ではないように思われる。

結論

ヤミ金融をなくすには

ヤミ金融は「貧困ビジネス」である。この問題を解決するためにはさまざまな方法を組み合わせた、有機的な対策をとる必要があるだろう。まずヤミ金融業者は犯罪者であり、その取り締まりを強化するのが第一の方法である。第二の方法として被害者をなくすということがあげられる。その中でも①事前教育と②セーフティネットの拡充とに分けられる。第三の方法として私たちの意識の変革がもとめられるだろう。岩波ブックレットであげられていた相談窓口の充実に関しては、今回のさやま・あすなる会へのフィールドワークを通じて、確かに対応が追いつかないということもあるものの、それはメディアへの露出が多いこと、全国の被害者がさやま・あすなる会を信用して押しかけて来ること、地元でそのような救済機関があることを知らないことなどがあげられるという要因から、今日ではそのような窓口は十分にあると感じたので今回は検討しない。『ヤミ金融撲滅マニュアル』の末尾に掲載されている全国クレジット・サラ金被害者対策協議会の名簿によれば、NPO法人さやま・あすなる会のような相談窓口が全国に77団体存在し、日本司法支援センター（法テラス）も全国に80件設置されている。※66

第一の方法については、前述の三菱会事件を受けて著しい高金利部分だけでなく元本も賠償すべきという最高裁判決が下ったことで、ヤミ金融からの貸付を返さなくてよいという根拠ができた。（2008年6月12日、毎日新聞※67）また、出資法の定める制限利息29.2%を大きく上回る年109.5%以上の金利で貸し付けを行った場合、10年以下の懲役、3000万円以下の罰金が科せられることになった。※68 3000万円の罰金というのがヤミ金業者にとって死活問題であることは見てきたとおりである。ヤミ金融は「貧困層」をいたぶる「犯罪」であり、このような罰則の強化が一定の効果をあげていることは間違いないだろう。また、2008年より毎年6月と12月に行われるヤミ金融の一斉告発（2002年から実施、2002年から2007年までも基本的に年2回実施されていたが、その時期は不確定）で、ヤミ金融撲滅の努力は続けられている。

第二の方法の①事前教育については、さやま・あすなる会の「狭山元気大学」への講義や野村さんのメディア出演などがヤミ金融の危険性を知らせる努力と受け止められる。ただその「貧困」の入り口になるサラ金等への安易な借金を抑制するような動きは十分とは言えない。貸金業法の改正によって年収比の3分の1以上の借入れができなくなるなど、多重債務へ歯止めをかける規則ができたものの、借金に対する習慣のきっかけこそが避けられるべきで、それを防止する運動の必要性が意識されねばならない。②のセーフティネットの拡充に関してはさやま・あすなる会の相談員も口をそろえてその必要性をうったえる。ヤミ金から抜け出しても「食えないんだから」という清水さんの言葉には、彼の言う「見栄」や「体裁」から抜け出す「人間の知恵」を超えた、「貧困」がそこにあることがよくわかる。※69 総合生活支援金や、金融庁などで検討されている「セーフティネット貸

付」(緊急小口資金、修学資金等)の拡充が図られるべきで、その上で野村さんの指摘していた「連帯保証人」制度の見直しも行われなければならない。※70 彼らを再びヤミ金融の餌食にしないために憲法第25条に示された「健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障しなければならない。

第三の方法の私たちの意識の変革は本論の最終章で述べた。「貧困層」の存在を意識し、その課題解決に向けての社会的アプローチに注意を払い、私たちができることを考えることが重要である。岩波ブックレットには西欧の高利貸に対する厳しいまなざしとその存在を許さないという記述がある。※71 ヤミ金融は犯罪者であるという強い意識がヤミ金融問題を変革する強い後押しになるのだ。

このような有機的な対策がヤミ金融の居場所をなくしていく。消滅しそうで消滅しないヤミ金融が獲物とする「貧困層」を縮減することができれば、ヤミ金融業者も自然と減少せざるをえないだろう。前述したように中村さんは「社会には一定のヤミの部分がある」という。しかしながら、ヤミ金融と「貧困」が切っても切れない状況である以上、ヤミ金融問題の解決へのアプローチは開かれていると考える。

「自己責任」や新自由主義的なイデオロギーは彼らを抑圧してしまう。私たちの社会がどのような方向にむかうのがいいのか。社会の動きに無知であってはならない。私は少なくとも「格差社会」の先進国たるアメリカの考えに無批判に追従してはならないと考える。野村さんは日本の新自由主義を推し進めた学者についてこういう。「アメリカ企業に奨学金をもらうんだよ」。※72 彼らがアメリカに魅了されるのも無理はないという。彼らが盲目となってアメリカに追従した結果、日本が「貧困ビジネス」の巣くう国になっていいのか。私は「ヤミ金融」になりたくないし、被害者にもなりたくない。そう考えることが私にできる第一歩目の貢献だと思う。それがNPO法人さやま・あすなろ会に私が出向いて、その雰囲気から感じ取ったことである。

参考・引用文献 インタビュー等

※1 「ヤミ金撲滅シンポジウム in 古河～ヤミ金の完全撲滅に向けて～」

ヤミ金対策と最高裁判決 木村裕二弁護士による公演スライドより 54頁

市販されていないが、この資料は被連協のオフィスにはかならず置いてある。彼らNPO団体はこのような会合に参加することが推奨されていて、さやま・あすなろ会では定期的に参加している。このような市販されていない冊子については事務の坂下さんの協力で貸していただいたりコピーをさせていただいた

※2 毎日新聞 2008年2月26日

※3 朝日新聞 2003年8月12日

※4 NPO法人さやま・あすなろ会中村さんへのインタビュー

2010年12月11日

- ※5 『ヤミ金融—クレジット社会の落とし穴』鈴木宏明 2003 岩波書店 11頁
- ※6 www.e-gyoseishoshi.com/hasan-graph.html
- ※7 『ヤミ金融—クレジット社会の落とし穴』鈴木宏明 2003 岩波書店 50頁
- ※8 『ヤミ金融—クレジット社会の落とし穴』鈴木宏明 2003 岩波書店 50頁
- ※9 『ヤミ金融』読売新聞社会部 2003 中公新書ラクレ ii頁
- ※10 『ヤミ金融』読売新聞社会部 2003 中公新書ラクレ 73頁
- ※11 『ヤミ金融』読売新聞社会部 2003 中公新書ラクレ 77～79頁
- ※12 『ヤミ金融』読売新聞社会部 2003 中公新書ラクレ 183頁
- ※13 「ヤミ金撲滅マニュアル」全国ヤミ金融対策会議 2008 7頁

この冊子も市販されていないが、オフィスにはおいてある。

- ※14 「ヤミ金撲滅マニュアル」全国ヤミ金融対策会議 2008 33頁

この冊子の29頁に「ヤミ金撃退10カ条」が書かれているので引用したい。

- 第一条 ヤミ金被害解決の第一歩として、所轄の警察に被害届を提出する。
- 第二条 ヤミ金が取立てに来たら110番する。
- 第三条 ヤミ金が取立てに来ても家には絶対入れない。
- 第四条 電話にテープレコーダーを設置し録音する。
- 第五条 本人はもちろん親族、関係者に対する取立てがあれば、警察に告発する。
- 第六条 通知書を出し、返事のないヤミ金に対しては徹底して請求する。
- 第七条 家の前や路上で捕まりそうになった時には大声で助けを求める。
- 第八条 張り紙やプライバシーの侵害があればすぐに証拠写真を撮り、現物を保存し告発する。
- 第九条 ヤミ金に暴力をふるわれたら、すぐに診断書をとって告発する。
- 第十条 ヤミ金被害撲滅のため、被害救済運動に参加する。

この第十条が清水さんや神保さん（仮名）を救済活動に従事させる根拠かもしれない

- ※15 2010年12月22日 事務の坂下さんからの話
- ※16 2010年12月27日 理事長の野村さんへのインタビュー
- ※17 同上
- ※18 「多重債務問題 相談窓口の充実を ～これ以上借金のことでは事件が起きないように～」埼玉司法書士会会報（平成20年4月1日発行 No.67）上尾支部 井口鈴子
- ※19 2010年12月27日 清水さんへのインタビュー
- ※20 同上
- ※21 2010年12月11日 中村さんへのインタビュー
- ※22 2010年12月27日 清水さんへのインタビュー
- ※23 2010年12月27日 野村さんへのインタビュー
- ※24 2010年12月27日 野村さんがミヤモトと呼ばれるヤミ金融業者との対応を

した際の会話

- ※25 2000年7月19日 読売新聞夕刊
- ※26 2007年5月30日 毎日新聞夕刊
- ※27 2010年12月27日 野村さんへのインタビュー
- ※28 2010年12月11日 中村さんへのインタビュー
- ※29 2010年12月27日 野村さんのタカハシ夫妻との会話
- ※30 『ルポ 貧困大国アメリカ』堤未果 2008 岩波書店 8頁
- ※31 『ヤミ金融』読売新聞社会部 2003 中公新書ラクレ 13～28頁
- ※32 2010年12月11日 中村さんへのインタビュー
- ※33 「困った！相談！楽になる！脱多重債務者応援事業マニュアル」水戸市市民環境部
市民生活課と水戸市消費生活センター 3頁
- ※34 「困った！相談！楽になる！脱多重債務者応援事業マニュアル」水戸市市民環境部
市民生活課と水戸市消費生活センター 4頁
- ※35 「困った！相談！楽になる！脱多重債務者応援事業マニュアル」水戸市市民環境部
市民生活課と水戸市消費生活センター 6頁
- ※36 「ヤミ金撲滅シンポジウム in 古河～ヤミ金の完全撲滅に向けて～」
宇都宮健児弁護士による基調講演「貸金業法改正と現在の情勢」より
宇都宮健児弁護士の自宅に送られてきた電報だという
- ※37 2010年12月27日 清水さんの電話対応より
「ヤミ金撲滅マニュアル」の46頁には「〇〇するぞ」という脅し文句すべてが貸金
業法21条第1項各号（6号以外）に掲げる禁止行為にあたと説明している
- ※38 「樹海の住人」神保さん（仮名）による自殺未遂体験の小説 第三話 6頁
この小説を手に入れるためにわざわざ清水さんが「太陽の会」に電話して下さった
- ※39 「樹海の住人」神保さん（仮名）による自殺未遂体験の小説 第四話 10頁
- ※40 2008年2月23日 読売新聞夕刊
- ※41 2010年12月11日 中村さんへのインタビュー
- ※42 2010年12月27日 清水さんへのインタビュー
- ※43 2010年12月27日 野村さんへのインタビュー
- ※44 2010年12月27日 清水さんへのインタビュー
- ※45 2008年2月28日 読売新聞
- ※46 2010年12月27日 野村さんへのインタビュー
- ※47 2010年12月11日 中村さんへのインタビュー
- ※48 「全国ヤミ金対策会議」による全国一斉集団告発の実施状況より
このデータも清水さんの協力によっていただいたものである
- ※49 www.j-cast.com/2008/05/14020120.html
- ※50 2010年12月27日 野村さんへのインタビュー

- ※51 『ルポ 貧困大国アメリカ』堤未果 2008 岩波書店 177頁
- ※52 2010年12月27日 岸田さんへのインタビュー
- ※53 2010年12月11日 中村さんへのインタビュー
- ※54 2010年12月27日 清水さんへのインタビュー
- ※55 2010年12月27日 野村さんへのインタビュー
- ※56 2007年の8月28日 毎日新聞夕刊
- ※57 2010年12月22日にさやま・あすなろ会を訪れた男性相談者
- ※58 雑誌「世界」2010年11月号 討論 場所・移動・不安定雇用
伊豫谷登士翁、青木秀男、吉原直樹 225、226頁
- ※59 2010年12月22日にさやま・あすなろ会を訪れた男性相談者への野村さんの
対応
- ※60 「樹海の住人」神保さん（仮名）による自殺未遂体験の小説 ファイナル 17頁
- ※61 『ヤミ金融』読売新聞社会部 2003 中公新書ラクレ 72頁
- ※62 『ヤミ金融』読売新聞社会部 2003 中公新書ラクレ 73頁
- ※63 『ヤミ金融—クレジット社会の落とし穴』鈴木宏明 2003 岩波書店 9頁
- ※64 2010年12月27日 岸田さんへのインタビュー
- ※65 『破戒』島崎藤村 1957年 岩波書店 330頁
- ※66 「ヤミ金撲滅マニュアル」全国ヤミ金融対策会議 2008 90～93頁
- ※67 2008年6月12日 毎日新聞
- ※68 「ヤミ金撲滅マニュアル」全国ヤミ金融対策会議 2008 13頁
- ※69 2010年12月27日 清水さんへのインタビュー
- ※70 2010年12月27日 野村さんへのインタビュー
- ※71 『ヤミ金融—クレジット社会の落とし穴』鈴木宏明 2003 岩波書店 38頁
- ※72 2010年12月27日 野村さんへのインタビュー